

科学研究費助成事業 研究成果報告書

平成 29 年 6 月 7 日現在

機関番号：32670

研究種目：基盤研究(C) (一般)

研究期間：2012～2016

課題番号：24530735

研究課題名(和文) 子ども虐待の援助過程におけるインフォーマル資源の活用

研究課題名(英文) The study on utilization informal resource in support system for Child Abuse

研究代表者

林 浩康 (hiroyasu, Hayashi)

日本女子大学・人間社会学部・教授

研究者番号：70254571

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 4,000,000円

研究成果の概要(和文)：本研究の目的は児童相談所における虐待対応の一環で活用されているファミリーグループ・カンファレンス(以下、FGC)や専門職と当事者である家族等が一堂に集い援助計画日本ではいくつかの自治体において、合同ミーティングなどと称してこうしたミーティングが活用されているが、十分にはその実践が広まっていない。本研究では神奈川県で行われている合同ミーティングに関与した児童相談所職員や保護者等へのインタビュー結果を踏まえ、その実践の意義や可能性について明らかにする。また諸外国におけるFGCの調査結果や諸外国におけるその活用状況を明らかにし、日本におけるその活用のあり方について検討を行う。

研究成果の概要(英文)：The purpose of this study is to evaluate Family Group conference and the joint meeting participated by family members and professionals. In some countries such as England, Ireland, Holland, America, Canada, Australia, and New Zealand, Family Group Conference has been utilized to promote the participation of family members in decision making process in making care plan. In Japan, some prefectures have introduced the joint meeting, but this practice has not spread all over Japan. In this study, the author reveals significances and possibilities of this kind of meeting through the interview research to staff in child guidance center of Kanagawa prefecture and family members who participated the joint meeting. The author also suggests the way to utilize effectively this meeting by reviewing some research results in some countries which have introduced this meeting.

研究分野：社会学

キーワード：ファミリーグループ・カンファレンス 合同ミーティング

1. 研究開始当初の背景

虐待の援助過程に保護者や子どもおよびその友人や親族といったインフォーマルな関係にある人々が援助方針に関する意思決定過程に参画することは、欧米オセアニア先進諸国では一般化してきている。

当事者の潜在力の活用や、意思決定過程への当事者参画が、結果的に子どものパーマネンシーの保障に大きく寄与していることが研究の中で明らかにされてきた (Connolly and Margaret 1999)。子どもの参画も諸外国では具体化してきており、日本においてもそうした実践の具体化が重要であると考えられる (Thomas and O'Kane 1999)。

これまで児童相談所を中心とした現場職員と、研究者が共同で当事者参画ミーティング (通称:「合同ミーティング」) の導入に向け、検討されてきた。今後具体化する当事者参画モデルの検討過程における基礎的資料の提示研究として、本研究を位置付けることができる。

2. 研究の目的

親子分離を強いられた子どもに、かつての生活との継続性を保障する上で、子どもを含む親族を中心としたインフォーマルネットワークを意思決定過程において活用することは重要なことである。現在一部の欧米・オセアニア先進諸国では、児童虐待の援助における意思決定過程への子ども・親・親族を含む当事者たちの参画について検討され、その具体化が一般化してきている。日本においても一部の自治体でこうした実践が導入されている。本研究ではこうした実践が導入されている自治体におけるその実践の評価を研究の主たる目的とする。

3. 研究の方法

本研究では、先行研究および神奈川県内の児童相談所で試みられている児童虐待の援助過程における当事者参画の実態を踏まえ、

当事者や職員にインタビューを行い分析した。

4. 研究成果

(1) ファミリーグループ・カンファレンス (FGCと記す) の基本的内容

1) FG (ファミリー・グループ) とは同居家族、三親等に限らない親族を含む大家族、場合によっては親しい友人などを含むあらゆるインフォーマル関係にある人々を意味する。「ファミリー」ではなく「ファミリーグループ」であるところに意味があるといえる。コミュニティの視点が強調されている。

2) FGC とは FG の潜在的力を活用し、FG がソーシャルワーカーをはじめとする専門職とともに、子どもが安全かつ十分に養育されるための必要事項を話し合う公式の会議である。ニュージーランドは諸外国と異なり、FGC が 1989 年に改定された児童・家族法 (Children, Young Persons and Their Families Act 1989) に詳細に規定されている。現在、欧米・オセアニア・アフリカ・アジアの一部の国々に普及している。

3) FGC の過程 は準備段階を除き 3 つの段階に分けられる。すなわち 情報共有段階 (専門職と FG が一堂に会し、互いに情報を共有する過程)、FG のみだけで子どもの今後の養育について話し合う過程、合意段階 (再度専門職と FG が一堂に会し、FG のたてた養育計画に関して検討を行う)

(2) 児童相談所職員および家族へのインタビューから得られた示唆

1) 調査方法・分析方法

2013 年度から 2014 年度にかけて児童相談所職員および当事者 (子ども、保護者、親族等) がともに援助方針について

話し合う会議(通称:「合同ミーティング」)を開催している神奈川県の子童相談所において、職員(4人)および当事者(3家族)の方に「合同ミーティングの意義」に関するインタビューを実施した。合同

ミーティングは児童相談所の専門職と当事者(保護者や子ども、親族、近隣・友人)が一堂に会し、子どもの今後の養育のあり方について検討する会議である。FGCとは異なり当事者だけで話し合う時間は設けられていない。

インタビューの分析方法として、収集したデータを文字起こしした後、テキストを内容によりセグメント化し、カテゴリーの探索を行い、概念を生成すると同時に、以前行ったインタビュー調査結果から導き出された内容項目も演繹概念として活用した。したがって本分析では帰納コードと演繹コード双方を活用することとする。

2) 結果(要約)

職員へのインタビュー結果

・意義については、当事者の方々が「見直しをもてること」、児童相談所との「信頼関係の形成」が促されること、保護者にとってもミーティングを通して段階的に課題をクリアでき職員も保護者も「手ごたえ」を感じられる。子どもの参画についても具体化されており、その意義として一時保護の子どもも施設入所の子どもも「先を見通せる」と言える。

当事者へのインタビュー結果

・普段一緒に生活していても家族でお互いの思いを話したり、尋ねて聞いたりすることはない。合同ミーティングを通して、互いに思いを話、聞くことができた。こうした場を提供してくれた児童相談所とは、徐々に信頼関係を形成できた。子どもの立場からは親は口には出さないが、真剣に自分のことを考えてくれていることを実感したという感想、親の立場からは子どもの思いを確認できたという感想を聞くことができた。こうした合同ミーティングのあり方が、家庭にも多少影響を

与え、相互のコミュニケーションや関係が改善された、決定内容について、自分たちで決定したという感覚をもてたという声も聞くことができた。

一方、開催場所が児童相談所だと圧迫感を感じる、自宅から遠いので近くで開催してほしい、開催場所にある机やいすの配置に緊張感を感じる、家族だけで話し合う時間を確保し、長くしてほしいといった課題についても聞くことができた。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

[雑誌論文](計7件)

林浩康「虐待する保護者や家族への支援のあり方」『小児臨床』69、査読なし、2016、203 - 208

林浩康「里親養育の社会化と養育観」『里親と子ども』9、査読なし、2016、64-72

林浩康「これからの社会的養護と里親養育のあり方」『里親と子ども』10、査読なし、2015、6 - 13

林浩康「社会的養護施策の動向と自立支援」『教育と医学』63(2)、査読なし、2015、4-11

林浩康「Restorative Justice とソーシャルワーク～児童虐待における対応を中心に～」『CAP ニュース』90、査読なし、2014、1-6

林浩康「諸外国における親族里親と日本

への示唆」『社会的養護とファミリーホーム』3、査読なし、2014、121 - 125

林浩康、児童虐待の援助過程におけるインフォーマル資源の活用、『家族研究年報』第37号、査読有り、2014、5-26

[学会発表](計1件)

妹尾洋之・林浩康・田代充生・新納拓爾「児童相談所における当事者参画による家族支援の展望」日本子どもの虐待防止学会、2014年9月14日、名古屋

屋国際会議場

〔図書〕(計1件)

相澤仁・林浩康編、社会的養護、2016、
26-36 頁

6 . 研究組織
(1)研究代表者

林 浩康(HAYASHI HIROYASU)
日本女子大学・人間社会学部・教授
研究者番号 70254571